

令和3年8月3日

関係団体 各位

愛媛労働局職業安定部長

雇用調整助成金等の活用の周知について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

愛媛労働局における労働行政の運営につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、各地域で緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域が定められているところです。愛媛県においても、本年4月25日に松山市がまん延防止等重点措置区域として定められた後、本年5月22日に解除される等、状況が目まぐるしく変化しているところです。

こうした状況の中、雇用調整助成金等について、本年7月31日までとされていた特例措置については、一部内容を変更の上、本年9月30日まで延長されております。

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業者において、雇用維持が引き続き図られるよう、雇用調整助成金等の活用について、改めて広く周知を行うことが必要となっています。

つきましては、関係各位におかれましては、雇用調整助成金等の新たな特例措置内容についてご承知おきいただくとともに、別添リーフレットを活用すること等により、傘下の事業主に対し、周知及びその活用の働きかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

また、雇用調整助成金の活用が難しい事業主に対しては、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の活用についても働きかけを行っていただきますよう、併せてお願い申し上げます。

（別添リーフレット）

・令和3年5月から9月までの雇用調整助成金の特例措置等について

判定基礎期間の初日が令和3年5月1日以降の場合、支給申請様式が4月から変更されております。厚生労働省HPに掲載している最新の様式をご提出ください。

- ・対象期間延長のお知らせ
- ・雇用調整助成金は短時間休業にもご活用いただけます
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間の延長及び緊急事態宣言の発令等に伴う地域特例のお知らせ

